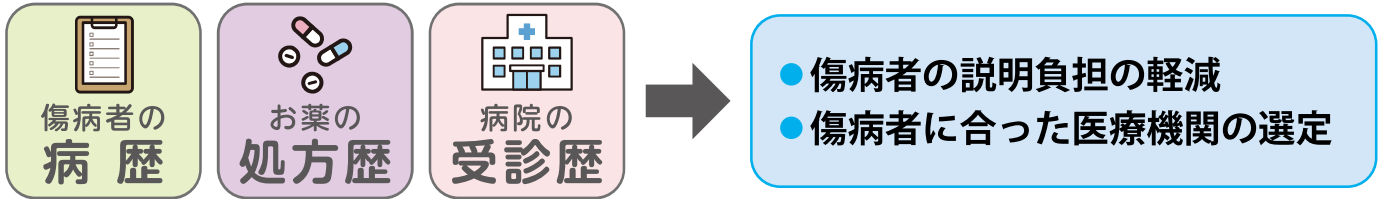




# マイナンバーカードを活用した救急業務実証事業を開始

救急隊員が傷病者の**マイナ保険証**(健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのみ)を活用し、傷病者の医療情報などを閲覧することができる**マイナ救急**の実証事業を令和7年10月1日から開始しました。本格運用は、令和8年度からの予定です。

マイナ救急の活用で、傷病者の情報をすぐに受け取ることができ、スムーズな処置が可能に！



## 救急隊員が閲覧できる情報

- 救急サマリー(簡易的な診療情報、薬剤情報、特定健診などの情報)
- 過去5年分の診療、薬剤の情報
- 過去5回の特定健診の情報



## マイナ救急を現場で行うとき



①救急隊員が情報を閲覧していいか確認する



②マイナンバーカードを読み取る  
※暗証番号の入力不要



③救急隊員が医療情報を閲覧する



④より適切な処置や搬送先医療機関の選定を行う

## 119番通報時の映像情報提供にご協力ください

119番通報の際、現場の状況をより正確に把握するため、スマートフォンのカメラ機能を使った「映像情報の提供」にご協力をお願いします。

音声だけでは状況が分かりにくい場合、通報者のスマートフォンを通じて現場の映像を確認することで、救急隊員がより迅速で的確な対応を行うことができます。心肺停止が疑われるときや、喉に物を詰まらせている、出血があるなどの場合には、応急手当の方法を動画でお伝えし、通報者による初期対応を支援することも可能です。いざという時に命を守るため、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

※スマートフォンからの通報に限ります。

※詳しくは、消防局ホームページをご確認ください。



119番通報における「映像通報」にご協力を！▶



自主防災訓練や消防訓練に、消防局防災研修センターをご利用ください。

